



**低月齢乳児用ベッド（バシネット）のSG基準  
(公開用)**

**一般財団法人 製品安全協会**

## 乳幼児睡眠用製品専門部会 委員名簿

	氏 名	所属	(委員は五十音順)
(部会長)	西田 佳史	東京科学大学	
(委員)	石崎 尚樹	石崎家具株式会社	
	伊藤 晃浩	株式会社ヤトミ	
	井上 信明	埼玉医科大学総合医療センター	
	大口 達郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
	尾崎 泰彦	株式会社キンタロー	
	蒲谷 祐	コンビ株式会社	
	河村 真紀子	主婦連合会	
	喜田 清香	日本トイザらス株式会社	
	曾川 慎之助	株式会社グランドールインターナショナル	
	永田 雅一	株式会社大和屋	
	野口 福太郎	株式会社赤ちゃん本舗	
	深井 誠	ベビービヨルン株式会社	
	松井 慎吾	株式会社カトージ	
	三好 英樹	独立行政法人製品評価技術基盤機構	
	山崎 吉典	株式会社ヤマサキ	
	山地 理恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)	
	山本 英俊	テュフズードジャパン株式会社	
	山本 正彦	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社	
(オブザーバー)	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課 経済産業省 製造産業局 生活製品課 消費者庁 消費者安全課 こども家庭庁 成育局 安全対策課 こども家庭庁 成育局 母子保健課		
(事務局)	一般財団法人製品安全協会		

# 低月齢乳児用ベッド（バシネット）のSG基準

SG Standard for Bassinets

## 1. 基準の目的

この基準は、低月齢乳児用ベッド（バシネット）の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この基準は、乳児が自力で座る、つかまり立ちする、あるいは、手と膝で立ち上がるようになる前まで（概ね生後5か月まで）の睡眠に使用することを目的とした製品（以下、「バシネット」という。）に適用し、スイング機能を有するものを含む。

## 3. 安全性品質

バシネットの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 基本的要件	<p>1. (1)マットレスは指定されており、睡眠面は平坦であること。</p> <p>(2)指定のマットレスは十分な硬さがあること。</p> <p>(3)側壁は乳児の転落を防止する高さを有すること。</p>	
2. 一般要件	<p>2. (1)仕上げは良好で、手足を傷つけるおそれのある割れ、ぱり、まぐれ、ささくれ等がないこと。</p> <p>(2)乳児の手足が届く範囲に、指を挟み込むおそれがあるすき間がないこと。</p> <p>(3)乳児の手足が届く範囲に、指をせん断するおそれがある可動する開口部がないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) バシネット内側には乳児の手足が挟まるおそれがあるすき間がないこと。</p> <p>(5) バシネット内側には乳児の胴体が挟まるおそれがあるすき間がないこと。</p> <p>(6) バシネット外側には乳幼児の頭が挟まるおそれがあるすき間がないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(7) バシネットには乳児の首が引っ掛かるおそれがあるV字型の危険なすき間がないこと。	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(8) 側壁が柔軟な材料で作られているものにあっては、指、つま先衣服のボタン等がひっかかるおそれがある構造でないこと。</p> <p>(9) マットレスと側壁の間には乳児が窒息するおそれがあるすき間がないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(10)マットレスが折り畳み式もしくは分割式のものにあっては、継ぎ目で傾斜ができないこと。</p> <p>(11)乳児の手の届く範囲に装着される付属小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(12) バシネットには乳児の首や胴体に絡まるおそれのあるひも等がないこと。</p> <p>(13) 支柱の上端は、乳幼児の衣服のひも等が引っかかるおそれがある形状でないこと。</p> <p>(14) 折畳式のものにあっては、不意に折りたたまれるおそれがある構造でないこと。</p> <p>(15) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができるここと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 性能要件	<p>3. (1) バシネットは十分な強度があること。</p> <p>(2) 側面が柵のものにあっては、柵は十分な強度があること。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 側面の高さを変えられるもの及び側面高さが〇mm以上のものにあっては、外側及び内側からの衝撃に対して十分な強度があること。</p> <p>(4) 側面の高さを変えられるもの及び側面高さが〇mm以上のものにあっては、上枠は十分な強度があること。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(5) 水平に引っ張った際倒れないこと。	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) 睡眠面の高さが〇mm以下のものにあっては、製品が傾いても倒れないこと。</p> <p>(7) 吊り下げ式のものにあっては、吊り下げ部が外れるおそれがある構造でないこと。</p> <p>(8) スイング機能を有するもの（揺動式、吊り下げ式含む）にあっては、スイング角度は危険でないこと。</p> <p>(9) スイング式のものにあっては、揺れを止めるためのストップを有し、ストップは容易に外れないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 付属品 5. 材料	<p>(10) キャスターを有するものにあっては可動防止のための措置が講じられていること。</p> <p>4. バシネットの付属品は、付属品は、安全性を損なうものであってはならない。</p> <p>5. バシネットの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。</p> <p>(2) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(3) 枠に布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p>	

#### 4. 表示及び取扱説明書

バシネットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. バシネットには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 なお、(3)、(7)については、その主旨を本体の見やすい見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名、もしくは輸入業者名の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 使用年齢範囲 バシネットは座ったり、ひざまずいたり、立ち上がったりできる乳児（概ね5か月以降）には使用できない旨。</p> <p>(4) 部品の外れ、緩み、がたつきなどがないことを確認し、問題があれば使用を中止する旨。</p> <p>(5) ネジ類等の部品は製造事業者が指定したもの以外を使用しない旨。</p> <p>(6) マットレスは製造事業者が指定したものを使用する旨及び指定するマットレス。</p> <p>(7) 敷布団や追加のマットレスは使用しない旨。</p> <p>(8) 柔らかい寝具は、乳児の口や鼻を覆ってしまうことや首や体に巻き付いてしまうことで乳児が窒息して死亡してしまうことがあるため、できる限り使用しない旨。</p> <p>(9) バシネットの中にぬいぐるみ等柔らかいものを入れない旨。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	<p>(10)「乳幼児突然死症候群」のリスクがあるため、医師の指示がない限り仰向けに寝かせる旨。</p> <p>(11)製品は必ず床の上で使用する旨。</p> <p>2. バシネットには次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)は図などを併記して理解しやすいものとし、(3)及び(4)は安全警告標識（⚠）等を併記してより認知しやすいものとすること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1)取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管すること。</p> <p>(2)組立式のものは、その組立要領及び注意。</p> <p>(3)使用年齢範囲 バシネットは座ったり、ひざまずいたり、立ち上がったりできる乳児（概ね5か月以降）には使用できない旨。</p> <p>(4)使用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)部品の外れ、緩み、がたつきなどがないことを確認し、問題があれば使用を中止する旨。</li> <li>(b)ネジ類等の部品は製造事業者が指定したもの以外を使用しない旨。</li> <li>(c)マットレスは製造事業者が指定したものを使用する旨及び指定するマットレス。</li> <li>(d)敷布団や追加のマットレスは使用しない旨。</li> </ul>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(e) 柔らかい寝具は、乳児の口や鼻を覆ってしまうことや首や体に巻き付いてしまうことで乳児が窒息して死亡してしまうことがあるため、できる限り使用しない旨。</p> <p>(f) バシネットの中にぬいぐるみ等柔らかいものを入れない旨。</p> <p>(g) 「乳幼児突然死症候群」のリスクがあるため、医師の指示がない限り仰向けに寝かせる旨。</p> <p>(h) 製品は必ず床の上で使用する旨。</p> <p>(i) キャスターを有するものにあっては、使用時にキャスターを固定する旨。</p> <p>(j) 設置場所は水平、平たんで、ストーブ等危険物の付近で使用しない旨。</p> <p>(k) ひも類等（ブラインドのひも等）の危険なものの近くに置かない旨。</p> <p>(l) 枠に腰掛けたり、ぶら下がったり、揺さぶったりしない旨。</p> <p>(m) 同時に二人以上で使用しない旨。</p> <p>(n) 吊り下げ式のものにあっては、揺れの振り幅が大きいと危険なため注意する旨。</p> <p>(o) 吊り下げ式のものにあっては他の子供を近づけさせない旨。</p> <p>(p) 吊り下げ式のものにあっては、周囲の家具等にぶつからない箇所に設置する旨。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5) SGマーク制度は、バシネットの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所並びに連絡先又は連絡方法。</p>	